

予約不要
ご利用は無料

大熊町の皆さんへ

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
大熊町と連携して 町の所得申告相談会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家とその場で話をして 申立てをすることができます

例えば このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 大熊町に居住し
地域との結びつきが強い



避難により
健康状態が悪化した



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

*裏面の和解事例「公表番号2167」をご参照下さい



避難によって
家族が離れ離れに

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2026年(令和8年)

2月

日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13 大熊町役場	14
22	23	24 イオンモール いわき小名浜	25	26	27	28
1	2	3	4 中通り連絡事務所	5 中通り連絡事務所	6	7
8	9	10	11	12 大熊町役場	13 大熊町役場	14

会場 大熊町役場本庁舎 イオンモールいわき小名浜 大熊町役場中通り連絡事務所
ADR受付時間 8:30~14:30 10:15~15:00 8:30~14:30

大熊町以外の方でもご利用できます。所得申告の相談をされない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)
フリーダイヤル 0120-377-155 (平日10:00~17:00)



・ADR手続の流れ
・センターの
事務所・支所等

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

事業者の財物損害の賠償が認められた事例 公表番号1799

- 申立人:大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいた方
- ポイント及び和解内容:

同工場において所有し、令和元年5月に国の中間貯蔵施設整備事業に基づき損失補償を受けていた工作物等の事業用資産について、取得時の価格を基準として、各財物の使用可能期間を検討して原発事故時の残価を算定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を割合的に控除した額が賠償された。



日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例 公表番号2149



- 申立人:大熊町から避難した方

- ポイント及び和解内容:

申立人について、障害(精神障害等級3級)を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分(申立人の病状が特に悪化した平成23年3月から同年9月までは月額5万円、その後の同年10月から平成30年3月までは月額3万円)の賠償が認められた。

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

生活基盤喪失による精神的損害の賠償(増額)が認められた事例 公表番号2167

- 申立人:大熊町から避難した亡父母を相続された方

- ポイント及び和解内容:

亡父母について、以下の事情が考慮され、生活基盤喪失による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の増額分としてそれぞれ35万円の賠償が認められた。

①亡母について、大熊町の実家で生まれ育ち、居住期間が約80年にわたっていたこと、実家が営む商店の手伝いを通じて地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等

②亡父について、居住期間が約50年にわたっていたこと、教師として福島県内の学校に定年まで勤務し、退職後は地元の会社に約20年間勤務したほか、地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等



生活基盤の喪失とは

長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様な状況が生じたことをいいます。

平日昼間には時間が取れない方は 平日夜間・土曜窓口 をご利用ください

令和8年3月までの開設日

2月7日(土)13時~17時

3月4日(水)16時~20時



詳細は
こちらから

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

避難先や ご自宅からも利用できます



電話



完全予約制
(先着順)



オンライン
(Zoom会議)